

開會ノ詳トシテ 會合ノ主旨 過激運動 取締法案
 反對及對ノ氣味 勢ヲ學クニシテ 述ベ 法案ヲ法
 上ニテ 思想 恐怖ノ 統軍生シテ 法案ナリトテ 其ノ
 及對ノ要旨ニ 亦 憲法ノ自由ト品 文化ノ 自由研究
 トシ 妨壓スルニナリ 且シ 法案ノ字句 沈黙トシテ 不徹
 底ナリト 攻撃ナシ 若シ 本案通過ノ 曉ハ 憲法ヲ
 二年九条ニ 保証セラルル 自由ハ 死ニテ 恐ルニキ 及 勃 思想ヲ
 惹起シ 民衆ハ 階層ヲ 失墜スルニ至ラシ 若キハ 鉅造
 自由 擁護ノ 為メ 戦ハスバナク又 ト

(胎 象 舞 舞 一 時 拍 子)

只 早 大 手 ぬ 授 ち 山 柳 夫 氏

民衆ノ一人トシテ 常識的ニ 考ふる者ナリト 前提シ 法案
 ハ 金ヲ フペラント 「ゴマカレ」トテ 提案ノ 理由ト 法文
 トガ 金ニ 一致シテ ナイト 説明シ 政府ハ 所謂 過激
 思想ノ 因ヲ 生スル 根本ヲ 正スコトナリ 従テニ 枝葉トニ
 走リテ 如斯ク 法案ヲ 出スル 却テ 政府ヨリ 階級
 争闘ヲ 挑發スルノ 結果トナリ 却テ 文化ハ
 一ニ 自由 思想ニ 基テ 思想ノ 自由ヲ 抑壓シテ
 文化ノ 些 隆ヲ 望ムコトナリ 過激 思想ヲ 取締ルト 謂フ
 政府ノ 思想ガ 過激 思想ナリ トテ 及 對ス。

只 法 學 博 士 末 弘 憲 政 大 臣 氏

先ツ 本 法 案 ヲ 對シテハ 政 府 存 在 者 為 老ニ 於テ スラ 自 信